

平成 29 年 11 月 8 日  
大 阪 府

## 建設工事における社会保険等未加入対策の取組強化について

大阪府では、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に必要な人材確保等の観点から、本府が発注する建設工事において、受注者を社会保険等<sup>※</sup>加入者に限定するとともに、下請負人が未加入であった場合は保険担当機関へ通報する取組みを進めてきました。

この度、社会保険等への加入をより一層促進するため、下記のとおり取組強化を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、手続き等の具体的な内容は、詳細が決定次第、改めてお知らせします。

※「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。(以下同じ。)

### 記

#### 1 平成 30 年 4 月からの取組み

#### **契約書において、社会保険等に未加入である建設業許可業者<sup>※</sup>を下請負人とすることを禁止**

平成 30 年 4 月 1 日以降に公告等を行う全ての建設工事について、社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることを受注者に禁止します。

併せて、契約書に、受注者が請負代金内訳書を提出する旨を新たに規定し、受注者から下請負人に対して、社会保険等の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、請負代金内訳書に法定福利費を明示することを求めます。

※「建設業許可業者」とは、建設業法第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいいます。(以下同じ。)

- ・受注者には、「社会保険等に参加している者を下請負人とする」旨の誓約書の提出を求めます。
- ・受注者には、「施工体制台帳」に加え、下請負人が社会保険等に参加していることを確認した書類の提出を求めます。
- ・建設業許可業者である下請負人が社会保険等の適用除外でないにもかかわらず未加入であると判明した場合は、受注者に対し、当該下請負人への加入指導を求める文書を発出します。
- ・未加入である下請負人にかかる保険担当機関への通報は、引き続き実施します。

(次頁に続く)

## 2 平成 30 年 10 月からの取組み

### 違反した場合は受注者に対し入札参加停止措置等を実施

平成 30 年 10 月 1 日以降に公告等を行う全ての建設工事について、下請負人である建設業許可業者の社会保険等への加入が確認できない場合、受注者に対し入札参加停止措置及び工事成績評定の減点を実施します。

- 社会保険等未加入の下請負人が判明した場合は、受注者に対し文書により、当該下請負人に対する加入指導及び加入したことが確認できる書類の提出を求め、指定期間内（30 日間。二次下請以下の下請負人であって、相当の理由があると認められたときは、60 日間。）に加入確認ができなかった場合は、受注者に入札参加停止措置及び工事成績評定の減点を実施します。

#### 【問い合わせ先】

大阪府 総務部 契約局

総務委託物品課

総務・企画グループ（内線 5332）

資格審査グループ（内線 5384）

建設工事課

建築入札グループ（内線 5386）

土木入札グループ（内線 5336）